東かがわ市告示第132号

東かがわ市緊急通報体制整備事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年10月１日

東かがわ市長　上村　一郎

東かがわ市緊急通報体制整備事業実施要綱の一部を改正する告示

東かがわ市緊急通報体制整備事業実施要綱（平成15年東かがわ市告示第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（利用対象者） 第３条　事業の利用対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者のうち、次に掲げるものとする。 （１）・（２）　略 （貸与の申請） 第７条　略 ２　申請者は、前項の申請を行う場合、事前に民生委員・児童委員又は介護支援専門員の確認を受けなければならない。 ３　第１項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （１）・（２）　略	（利用対象者） 第３条　事業の利用対象者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する者のうち、次に掲げるものとする。 （１）・（２）　略 （貸与の申請） 第７条　略 ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （１）・（２）　略

改正後

様式第１号（第７条関係）

緊急通報装置貸与申請書

年　　月　　日

東かがわ市長　　様

次のとおり緊急通報装置の貸与を申請します。
なお、私の世帯の住民基本台帳その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

氏　　名	
住　　所	東かがわ市
連絡先 電話番号	固定電話 携帯電話
生年月日	大正・昭和　　年　　月　　日（　　歳）
世帯の状況	ひとり暮らし　・　高齢者のみ　・　その他
機器の種類	携帯型通報装置　・　固定型通報装置

確　認　欄
１．ひとり暮らしであり、緊急通報装置を必要とする。 ２．高齢者のみの世帯であり、緊急通報装置を必要とする。 ３．その他の世帯であるが、昼間ひとりになり緊急通報装置を必要とする。 確認者職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ※民生委員・児童委員、介護支援専門員の確認を受けてください。

改正前

様式第１号（第７条関係）

緊急通報装置貸与申請書

年　　月　　日

東かがわ市長　　様

次のとおり緊急通報装置の貸与を申請します。
なお、私の世帯の住民基本台帳その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

氏　　名	
住　　所	東かがわ市
連絡先 電話番号	固定電話 携帯電話
生年月日	大正・昭和　　年　　月　　日（　　歳）
世帯の状況	ひとり暮らし　・　高齢者のみ　・　その他

確　認　欄
１．ひとり暮らしであり、緊急通報装置を必要とする。 ２．高齢者のみの世帯であり、緊急通報装置を必要とする。 ３．その他の世帯であるが、昼間ひとりになり緊急通報装置を必要とする。 確認者職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ※民生委員・児童委員、介護支援専門員等の確認を受けてください。

附　則

この告示は、令和８年 10 月１日から施行する。